

料 金 表 (介護予防訪問介護)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分）での利用料金は次のとおりです。

介護予防訪問介護費（Ⅰ）	要支援 1・2 週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 (1 月につき、1,226 円)
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	要支援 1・2 週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 (1 月につき、2,452 円)
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	要支援 2 週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 (1 月につき、3,889 円)

☆ 上記サービスの利用時間は、1 回につき 1 時間程度が国の定めた基準となっております。

初回加算	1 回につき、 200 円	新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護を行なう際に同行訪問した場合
------	------------------	--

介護職員処遇改善加算	1 月あたり	介護サービス費と加算の合計×4%
------------	--------	------------------

○ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。生活援助（調理、洗濯、掃除等）を行う際、お客様の要望により指定店舗での購入が必要となった場合、片道 5 km 以上の場合、5 km を超えた距離について、1 km 当たり 20 円を請求します。

(3) キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日になっても申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)